

令和2年度入学者用  
(2020年)

# 三島中ナビ

生徒と保護者のための  
三島中ガイドブック



5 1 期 生

名 前 \_\_\_\_\_

## ごあいさつ

日頃より、さまざまな形で本市ならびに本校の教育にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。私たち教職員一同は、お子さまたちが本校に入学されることを心待ちにするとともに、安心して学習や部活動等に取り組めるよう準備しております。

本校は、昭和46年（1971年）に開校いたしました。今まで培ってきた家庭・地域との深い結びつきや信頼関係を大切にしながら、新しい歴史を刻みつづけたいと願っております。中学校の三年間は、心身ともに大きく成長する時期ですが、自分自身や家族・友人関係について悩んだり大きな葛藤を持つこともあります。また、今日の高度情報化社会の進展、通信機器の発達によって、様々な情報を得たり影響を受けております。さらに三年後には義務教育を修了し、それぞれが自分の進路に踏み出します。きめ細かく見守り支えながら、保護者の皆さまと協働して、「人格の完成」をめざした教育を進めたいと考えておりますので、ご支援を賜りますようお願いいたします。

校長 高元 伊智郎

### もくじ

|                   |    |
|-------------------|----|
| 入学式のご案内           | 2  |
| Ⅰ 概要及び教育活動        | 3  |
| Ⅱ 家庭・地域との連携       | 6  |
| Ⅲ 相談機関の紹介         | 7  |
| Ⅳ 自然災害・感染症への対応    | 8  |
| Ⅴ 校内外での安全確保       | 9  |
| Ⅵ 学校徴収金・PTA会費について | 10 |
| Ⅶ 就学援助制度について      | 10 |
| Ⅷ 学校生活について（生徒心得）  | 11 |
| Ⅸ 資料              | 16 |

生徒会会則、本校での支援教育について、いじめ防止基本方針、  
部活動に係る活動方針、PTA規約、「PTAはなまる連絡帳」登録案内  
参考資料 29

『PC、スマホ使用ルール作りのポイント』、『スマホ18の約束』、  
『府教委作成 5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート』

この冊子には、三島中学校で、誰もが安全で安心して過ごし、学ぶためのこと  
を書いています。生徒・保護者の皆さまが、入学後も3年間にわたって使えるよ  
うに編集しておりますので、なくさないようにしてください。

作製にあたり、『片小ナビ』（発行：吹田市立片山小学校・同PTA、大阪大学  
人間科学部教育制度学研究室・小野田正利教授）を参考にさせていただきました。

保護者の皆さま

茨木市立三島中学校

校長 高元 伊智郎

## 入学式のご案内

厳寒の候、保護者の皆さまには益々ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。春の訪れとともに、お子さまたちは小学校6年かていの課程を修了され、中学校に進学されることになりました。ご本人はもとより保護者の皆さまのお喜びもひとしおのことと存じます。

つきましては、下記のとおり令和2年度入学式を挙行いたします。保護者の皆さまにおかれましては万障繰りあわせの上、ご参列いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 日 時 令和2年(2020年)4月8日(水) 午前9時00分 開式予定
2. 場 所 本校体育館
3. 時 程  
8:15 学級発表(南棟1階廊下に掲示)  
8:30 整列点呼後、下足室・教室へ誘導  
教室で座席・氏名の確認  
\* 8時35分、保護者の皆さまは体育館へご入場ください。  
8:55 新入生 入場開始  
9:00 入学式開式  
国歌斉唱 校歌紹介 新入生点呼 新入生決意のことば  
学校長式辞 P T A 会長祝辞 来賓紹介  
祝電披露 祝花贈呈 1年担当教職員紹介  
10:20 新入生・在校生退場  
\* 引き続き、保護者の皆さまはP T A入会式があります。  
10:30 学級活動  
担任講話 教科書配布 日課・予定表等連絡  
\* 10時40分、保護者の皆さまは退場し教室へ移動をお願いいたします。  
11:00 連絡、諸注意のあと下校
4. 持ち物 本校指定の上履き・体育館シューズ、筆記用具、教科書等を入れるカバン・袋
5. その他  
・就学通知書は、ご家庭で保管してください。  
・当日配布するプログラムに新入生名簿を掲載いたします。  
・撮影ビデオ等をインターネット等に投稿しないようにお願いします。  
・入学予定が変更になりましたら、市教委への届出、小学校と本校へご連絡をお願いします。

# I 概要及び教育活動

## 1. 創 立

昭和46年（1971年）4月創立 新1年生は51期生

校章 市教委が公募し、笠井茂氏（総持寺2）の作品が入選。平和のシンボルである鳩の翼の部分を、躍進する三島中学校の三の字と結びつけ、これを象徴しデザイン化したもの。

校歌 作詞は茨木高校教諭・茨木神社宮司の岡市正氏。作曲は相愛学園教諭・辻井英世氏による。昭和48年2月27日に本校体育館の完成とともに文化発表会が開かれ、披露される。

スクールカラー 藍色

## 2. 校 訓

自律・友愛・創造

## 3. 学校目標

夢を育み、笑顔に会える、愛いっぱい为学校

## 4. 学校教育目標

人権を大切にする心を持った生徒の育成

自分たちで規律を守れる力を持った生徒の育成

しんどい立場にある仲間を支え、共に育つ生徒の育成

進路を切り拓く「確かな学力」を持った生徒の育成

## 5. 学力・体力向上、生徒指導、人権教育を大切にしています

新しい中学校学習指導要領が2021年に全面実施、一昨年度より移行期間となりました。『生きて働く「知識・技能」の習得』『未知の状況<sup>じゅうきょう</sup>にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成』『学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養<sup>かんよう</sup>』の3つの柱で、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むとしています。本校区では、地域・教育委員会の支援を得て、現状と課題を分析するなかで、「保幼小中連携」として様々な取り組みをすすめています。

◎自主性を尊重し、かつ生徒間の学びあいを大切にした授業を工夫する<sup>くふう</sup>

◎一人ひとりの優れた点や困り感を理解し、指導・援助をチームで行う<sup>すけ</sup>

◎多様性、アイデンティティ（個性）、人権を大切にする生徒を育成する

成果は着実に現れています。調査や視察、研究授業などがありますが、子どもた

ちの明るい未来のためにご協力をいただきますようお願いいたします。

#### (1) 学習指導<sup>じゅうじつ</sup>の充実

わかる授業の創造や学習の習慣づけを行い、「確かな学力」の育成に取り組んでいます。ペアや班での協同学習や電子黒板を活用した授業を行っています。習熟度別指導教員の配置がある教科では、基礎・基本<sup>きそ きほん</sup>の確実な定着、発展的な学習など、少人数での個に応じた、きめ細かな指導をしています。また、英語教育については「外国人英語指導講師（NET）」が配置されています。家庭学習の充実<sup>はか</sup>を図るための「学習の手びき」の配布によって、学習習慣の定着を図っています。

#### (2) 生徒指導の充実

学級活動、生徒会活動、「体育大会・文化祭」などの取り組みを通して、主体性や望ましい人間関係の形成を図るとともに、よりよい学校生活を築こうとする態度や能力を育てます。生徒・教職員が一体となって、『いじめ防止基本方針』に基づいた取り組み（人権作品・標語の作成、アンケート調査など）を行っています。

部活動は生徒の自主的・自発的な参加によって行われるもので、スポーツや文化に親しむ意義深いものです。本校では、「部活動に係る活動方針」に基づき運動部10と文化部5つがあります。教職員・施設面等から設置できない部活動については、市内中学校への「合同部活」制度があります。

#### (3) 人権・道徳教育の充実

本校では、人権教育推進担当教員の配置を得て、茨木市・大阪府・全国の人権教育研究協議会とともに研究を進めています。秋には、三島中学校区すこやかネット・青健協など様々な方々の協力を得て「夢ふれあいフェスタ」、「地域一斉ク<sup>かいさい</sup>リーン作戦」「あすなろ餅つき大会」などを開催しています。

道徳の時間・学活を中心に、様々な学習活動を通じて、多様性を認め、互<sup>たが</sup>いを理解し尊重する心、人権感覚豊かな道徳的実践力<sup>じっせん はぐく</sup>を育みます。

#### (4) 支援教育の充実

学習やコミュニケーションなどの面で、生徒のニーズに応じた個別の支援を行っています。特別支援教育コーディネーターを中心とする支援・特別支援委員会が、生徒の具体的な特性やつまずきを把握します。『個別の教育支援計画』『個別の指導計画』を作成し、保護者の方と教職員が連携した援助を行うようにしています。支援学級「あすなろ学級」では、在籍する生徒の特性に応じた自立活動やソーシャルスキルトレーニングを個別または小集団で行っています。

なお、放課後にソーシャルスキルトレーニングを中心に行う中学校通級指導教室（えるクラブ）が市立東中学校内に設置されており、指導を受けることもできます。

6. 教育課程      上段：年時間数      下段：週時間数

| 学<br>年 | 国<br>語     | 社<br>会     | 数<br>学     | 理<br>科     | 音<br>楽      | 美<br>術      | 保<br>体     | 技<br>家    | 外<br>国<br>語 | 道<br>徳    | 総<br>合      | 特<br>活    | 合<br>計       |
|--------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|--------------|
| 1      | 140<br>(4) | 105<br>(3) | 140<br>(4) | 105<br>(3) | 45<br>(1.3) | 45<br>(1.3) | 105<br>(3) | 70<br>(2) | 140<br>(4)  | 35<br>(1) | 50<br>(1.4) | 35<br>(1) | 1015<br>(29) |
| 2      | 140<br>(4) | 105<br>(3) | 105<br>(3) | 140<br>(4) | 35<br>(1)   | 35<br>(1)   | 105<br>(3) | 70<br>(2) | 140<br>(4)  | 35<br>(1) | 70<br>(2)   | 35<br>(1) | 1015<br>(29) |
| 3      | 105<br>(3) | 140<br>(4) | 140<br>(4) | 140<br>(4) | 35<br>(1)   | 35<br>(1)   | 105<br>(3) | 35<br>(1) | 140<br>(4)  | 35<br>(1) | 70<br>(2)   | 35<br>(1) | 1015<br>(29) |

7. 時程表

8：35 着席  
 8：35～ 8：45 朝の読書  
 8：45～ 8：50 MT  
 8：55～ 9：45 1時間目  
 9：55～10：45 2時間目  
 10：55～11：45 3時間目  
 11：55～12：45 4時間目  
 12：45～13：25 昼食  
 13：30～14：20 5時間目  
 14：30～15：20 6時間目  
 15：25～15：40 ST  
 17：00 一般門限

8. 特色ある教育活動

1年生 互いに認め合い、互いを尊重する

    デイキャンプ：他者との望ましい関わり方を学ぶ

    多文化共生：音楽、料理などの文化を通して学ぶ

2年生 違いを大切にし、ともに育つ

    人権フィールドワーク in 関西：「人権」にかかわる施設を訪問し学ぶ

    職場体験学習：2日間の職場体験と聞き取りで学ぶ

3年生 将来を展望し、生き方を考える

    修学旅行：歴史や自然に触れるとともに、仲間とのつながりを深める

    決意の言葉表明：自分を見つめなおし、互いの決意を聴き合う

## Ⅱ 家庭・地域との連携

### 1. P T A 会長 木村 慎 氏（令和元年度 以下同じ）

保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全な成長を図ることを目的としています。

役員会：会長、副会長、書記、会計      運営委員会：役員、委員会正副委員長  
各種委員会：学級、保健厚生、文化食育、広報、地区、会計監査、指名

### 2. 三島中学校区青少年健全育成運動協議会（青健協） 会長 久富 福治 氏

地域社会をあげて、健やかで心豊かな子どもを育てることを目的とし、パトロール活動、夢ふれあいフェスタ、地域一斉クリーン作戦などを企画していただいています。

### 3. 三島中学校区地域教育協議会（すこやかネット三島） 会長 久富 福治 氏

学校教育活動への支援、子どもたちの地域活動の育成・支援、学校園と地域社会の共同の取り組み、地域社会の教育活動の活性化などの事業を行っています。

### 4. 三島中学校区青少年指導員会 会長 久富 福治 氏

青少年の健全な育成をめざし、地域のすべての人々の協力で社会的な健全育成事業を推進しています。

### 5. 学校協議会

学校運営にかかわる提言をいただき、信頼される学校づくりを主体的に進めるためのものです。学校協議員は、校長が推薦し教育委員会が委嘱します。

部活動外部指導者 大澤 慎介 氏      元 P T A 副会長 宜保 志敬子 氏  
元青健協会長 名倉 俊志 氏      西河原公民館館長 樋口 和人 氏  
更生保護女性会代表 福島 美紀子 氏      民生主任児童委員 宮田 邦子 氏

### 6. スクール・カウンセラー（S C）

臨床心理士などの資格を持つ者が、週1回来校しています。生徒の心のケア、保護者の悩み・相談について、カウンセリング等を行います。

＜予約方法＞ 生 徒：直接の来室や申込用紙で予約

保護者：学校（生徒指導主事・教頭）への連絡で予約

### 7. スクール・ソーシャル・ワーカー（S S W）

社会福祉士などの資格を持つ者が、週1回来校しています。子どもを取り巻く環境に働きかけるとともに、教職員・保護者へ手立ての助言や福祉機関との連携を行います。

## Ⅲ 相談機関の紹介

1. 茨木市教育センター 駅前4丁目 市民総合センター 3階 072-626-4400
    - (1) 面接相談 不登校、いじめ、対人・交友関係など臨床心理専門の相談員が面接を行っています。電話予約必要
    - (2) 発達相談 子どもの発達について、おもに保護者との個別相談を行っています。必要に応じて本人の相談や発達検査も行っています。電話予約必要
    - (3) 電話教育相談(072-625-7830) 専門相談員が対応
    - (4) 「いじめ」ホッと電話相談(072-627-5511、0120-147970) 専門相談員が対応
    - (5) 不登校に対する取組み 学校を通しての相談が必要
      - ・不登校児童生徒支援室・適応指導教室「ふれあいルーム」 個別及び集団活動によって学校復帰をめざす。
      - ・シャトルスタッフ 大学生が1時間程度の訪問をし、話し相手になります。
  2. 茨木市子育て支援総合センター 東中条町 合同庁舎4階 072-624-9301  
子育てに関する情報を提供したり、電話や面接での相談に応じています。
  3. 茨木少年サポートセンター 中穂積 三島府民センター4階 072-621-4114  
大阪府、大阪府警察本部、大阪府教委が連携して、子どもの非行未然防止や立ち直り支援等、健全育成のための活動を行っています。
  4. 大阪府吹田子ども家庭センター 吹田市出口町 06-6389-3526  
子どもや家庭に関するあらゆる問題についての援助活動を行っています。
  5. 茨木市総持寺いのち・愛・ゆめセンター 総持寺二丁目 072-626-5660  
生活上の様々な課題についての相談窓口を設けていて、相談員が対応します。また、「いきいきネット相談支援センター」を設置し、受託したNPO法人(M-CAN ミカン)も相談活動や支援活動を行っています。
- \* 校区のCSW、児童・民生委員、主任児童委員、保護司の方々への相談も可能。  
また、警察署、保健所、茨木市、大阪府にも様々な相談窓口があります。
- \* 何かあれば、学級担任にご相談を  
心配なことが生じたときは、生徒にとってもっとも身近な学級担任へ連絡をお願いします。保護者、関係教職員とともに問題解決への対応を行います。もちろん、緊急を要するときは、関係教職員に直接お話しいただいても構いません。  
なお、電話対応時間は、平日は8時から18時30分 休日・長期休業中は8時30分から17時となっており、他の時間帯は自動音声ガイダンスが流れます。

## IV 自然災害・感染症への対応

### 1. 地震発生時の措置

#### (1) 大地震（震度5弱以上）が発生

始業前の場合 臨時休校

授業中の場合 授業中止（状況により学校待機、又は集団下校・保護者引き渡し等の措置をとる）

放課後の場合 部活動等中止（状況により学校待機、又は集団下校・保護者引き渡し等の措置をとる）

＊臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

#### (2) 震度5弱未満の地震が発生の場合

学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校。

### 2. 警報発令時の措置

北大阪地域・茨木市に『暴風警報』が発令された場合のみ、下記の措置をとります。

（なお、「大雨」「洪水」の警報が発令された時は通常どおり登校）

午前7時の時点での警報発令の場合 自宅待機

午前9時までに警報解除の場合 解除された時点での登校

午前9時に警報が解除されていない場合 臨時休校

＊『特別警報』においても、『暴風警報』と同じ措置をとらせていただきます。

＊午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合は、当日の給食提供はなしとなります（キャンセルの必要はありません）。また、午前9時までに警報が解除され登校になっても、給食提供はありませんのでご用意をお願いします。

＊授業中に『暴風警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。緊急時の措置の場合には、PTA実行委員会、地区委員会、学級委員会の皆様方のご協力をお願いする場合があります。安全確保を第一にするために、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解よろしくお願いいたします。

### 3. 下表の感染症にかかったとき

生徒自身の治療と休養、学校での感染を防ぐために「出席停止（出停）」となります。

|     |                                                                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、<br>ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるもの）、<br>鳥インフルエンザ（H5N1） |
| 第二種 | インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、<br>髄膜炎菌性髄膜炎、結核                                                             |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、<br>急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎など）                        |

※病気が治れば医師の指示に従って登校してください。診断書の提出は必要ありません。登校後にお渡しする「登校届」に保護者が記入し提出してください。

## V 校内外での安全確保

### 1. 体調不良・けがが生じたとき

体調不良、発熱、けが等のときには、保健室や職員室で応急手当をします。また、体調が戻るまで休養も行います。しかし、病院へ行った方がよい、1時間ほど休養しても回復しない、早退した方がよい等の判断をしたときは、安全カードに記入されている緊急連絡先へ電話をし、ご相談します。（病院へ救急搬送するときには保護者との連絡が済んでいることが確認されたり、病院への同行を求められることがあります。）よって、在校中の時間帯は勤務中であっても連絡が取れる複数の緊急連絡先をご記入されますようお願いいたします。なお、内服薬は副作用・アレルギー反応の恐れがありますので、保健室では使いません。ご理解ください。

### 2. 部活動・授業で負傷などをして、医療機関へ行かれたとき

学校管理下で負傷などをし、医療機関で受診されたときには“独立行政法人 日本スポーツ振興センター”が医療費・見舞金を災害共済として給付する制度があります。国・市教委・保護者による互助共済制度ですので、掛金一人、年間935円のうち460円を保護者の方に負担していただいています（但し、生活保護法による保護を受けている世帯の生徒については、別途定めがあります）。

また、健康保険証を使用して総診療報酬請求点数（医療機関及び薬局等合算したもの）が500点以上のものが対象となります。なお、審査があり通常2～3ヵ月程かかりますのでご理解のほどお願いいたします。事由が発生したときは、申請に必要な用紙をお渡しいたしますのでご連絡ください。

### 3. 不審者・変質者への対応、個人情報おびやの管理について

近年、学校内外で生徒の安全が脅かされる事案が発生しています。地域の防犯協会、青少年健全育成運動協議会、PTAの方によるパトロール活動が積極的に行われていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。生徒たちには「大声を出す・逃げる・助けを求める・特徴を覚える・警察へ届ける」などをするよう指導していますので、ご援助をお願いいたします。

来校されるときは、PTA作成の「名札」の着用をお願いいたします（詳細は、入学後に案内いたします）。生徒への連絡や届け物がある場合は、直接教室等へは行かず、職員室においでください。必要に応じてお子様を呼びに行ったり、届け物をお預かりします。緊急連絡も取り次ぎいたしますが、折り返し確認させていただくこともありますのでご了承願います。なお、個人情報の聞き出し行為が発生しています。教育委員会等が電話で聞き取りをすることはありません。

## Ⅵ 学校徴収金・諸会費について

本校では学校で必要となる諸費用（学校徴収金・諸会費）について、ゆうちょ銀行の自動払込（口座振替）<sup>はらいこみ</sup>（口座振替）<sup>ふりかえ</sup>を利用し集金させていただいております。1回の引き落としにつき、10円の手数料をご負担いただくこととなりますが、校内での現金取扱いを減らし事故やトラブルを防止するため、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。生徒名もしくはご家族の方の口座をご用意ください。年2回、5月8日と6月8日に引き落としを予定しています。

内訳 学校徴収金 教材費、校外学習交通費、日本スポーツセンター掛金等  
年間 約20,000円（学年によって異なります）

諸会費 生徒会費 1ヶ月 60円（年額720円）  
学校新聞費 1ヶ月 15円（年額180円）  
PTA会費 1ヶ月 保護者一人1口 150円  
（年額 1口1,800円 2口3,600円）

※修学旅行費 約60,000円は、2年生から旅行業者による積立を予定しています。

※振替額および学校徴収金の会計予算書は、ご入学後にお知らせいたします。

## Ⅶ 就学援助制度について

茨木市では、経済的な理由によりお子さまを小学校や中学校に就学させることが困難な方に、お子さまを学校に通わせる上で必要な教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助（就学援助制度）を行っています。

1. 援助を受けることができる方は、次の(1)～(3)すべてに該当する方です。

- (1) 茨木市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 世帯全員の所得総額が、所得基準額以下の方
- (3) 生活保護法の適用を受けていない方

※ 所得基準額を超える場合でも、保護者の死亡、離婚、失業等により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、担任又は事務室までご相談ください。申請できる場合があります。

2. 申請手続きの流れ（毎年、新たに申請が必要）

- (1) 援助制度のお知らせを配布します。
- (2) 就学援助の申請を希望される方は担任までお知らせください。
- (3) 就学援助受給者認定申請書をお渡ししますので、必要事項を記入し担任へ提出してください。

## Ⅷ 学校生活について（生徒心得）

自由度の高い規定です。創立50年を迎える歴史のなかで、生徒と教職員の様々な取り組み、家庭と地域からの信頼・理解・協力によって、現在の規定となっています。本校の歴史と校風を大切にして、善悪の判断を生徒自身で適切に行い、誰もが“安心・安全”かつ積極的に学習活動に取り組みましょう。

### Ⅰ. 基本となる考え方

- 1 「中学生である」という自覚を持とう。また、輝かしい自分たちの未来を切り拓いていくために自分を大切にし、中学生として課題の達成に力いっぱい取り組みよう。
- 2 自分たちの幸福を追求するため、一時の思いつきから行動するのではなく、日ごろからよく考え判断し行動しよう。
- 3 自分を大切にすると同時に仲間のこともよく考えて行動しよう。集団生活でのルールを大切にし、みんなが安心して生活できる学校を築き上げていこう。

### Ⅱ. 私たちの生活態度

#### 1 礼儀と言葉づかい

- ① 登下校時などお互いで会ったときは元気よく挨拶<sup>あいさつ</sup>をしよう。校内で先生方や来客にあった時には挨拶をしよう。
- ② 先生から名前を呼ばれたときには、はっきりと返事をしよう。
- ③ 正しい言葉づかいをするように心がけよう。
- ④ 職員室に出入りするときは正しく挨拶をしよう。

#### 2 登校・下校について

- ① 登下校の時には交通ルールを正しく守り、安全を心がけよう。
- ② 定められた時刻までに登校しよう。（午前8時35分 着席・点呼）
- ③ 朝の点呼時に登校していなければ、安全確認のために学年教師から電話をします。急な欠席や遅刻の際には、保護者の方からの朝8時以降に電話連絡をお願いします。
- ④ 休日に登校する場合には、事前に担当の先生と相談しましょう。
- ⑤ 門限時刻を守りましょう。  
一般門限 17時      部活門限 3～9月:18時      10月・2月:17時45分      11～1月:17時15分
- ⑥ 通学方法は徒歩とし、自転車通学は禁止です。理由があって自転車の使用が必要になった時は担任に申し出てください。許可証を発行します（なお、平成28年7月より大阪府自転車条例によって損害賠償保険加入が義務付けられました）。不正な自転車通学が判明した場合は、自転車を学校保管し保護者に返却します。
- ⑦ 登下校の途中、寄り道したり、買い食いをしてはいけません。

### 3 学校内での生活について

- ① 始業開始のメロディーチャイムとともに授業の準備をした上で着席し、静かに先生が来られるのを待ちましょう。チャイムが鳴ると同時に授業開始です。
- ② 登校してから下校するまでの間は、無断外出は認めていません。
- ③ 履物について、1階廊下は、下履き・上履きともに使用できます。2階以上の校舎内では上履きを、校庭の土のところでは下履きを使用します。
- ④ 授業などで教室から移動したり、集会などで教室を空けるときは、当番の者が責任をもって戸締りをしましょう。
- ⑤ 公共物を大切にし、破損したり汚したりしないようにしましょう。もし、誤って破損した場合は職員室に連絡し、片付けをしましょう。
- ⑥ 校舎内の廊下、その他の通路では、走らずに右側を歩行しましょう。教室や廊下で暴れたり、ボール遊び、その他の遊戯はできません。
- ⑦ 学校生活に必要なものを持ってくることは禁止です。不要物（遊具、お菓子、漫画、雑誌、貴重品など）は、担任が預かり保護者連絡の後、保護者へ返却します。
- ⑧ 理由なく他クラスの教室に入ることは禁止です。
- ⑨ 職員室への入退室  
服装を整え、入室時には「失礼します」「〇年〇組(部活名)・□□です」「△△(用件)のために来ました」、退出時には「失礼しました」と発声しましょう。
- ⑩ 体育館の使用
  - ・体育館シューズを必ず履いてください。体育館シューズは廊下やグラウンドで使用しない。
  - ・シューズ袋(上履き入れ)を用意し、脱いだ上履きを必ず入れてください。
- ⑪ 図書室の利用
  - ・開室は昼休み時間中です。静かに過ごし読んだ本は元の場所に戻しましょう。
  - ・本は一週間の期限で3冊まで借りることができます。
- ⑫ 保健室の利用
  - ・保健室には、けがをした人、具合の悪い人などが来室します。誰もがゆっくり休めるように、お互いに思いやりの気持ちをもって行動しましょう。
  - ・MT前・休憩時間・放課後に利用することを原則とします。
  - ・授業中にどうしてもしんどくなった時は、教科の先生に許可を得て職員室に行きましょう。

### 4 学校外での生活について

- ① 家庭でのくつろぎ、家庭学習、読書等は時間を決めて行い、規則正しい生活をするよう心がけましょう。
- ② 危険な遊び、有害な遊びをしてはいけません。
- ③ 外出時には、行先、帰宅時刻、同行の友達の名前などを保護者に告げてから出かけましょう。緊急時の避難場所を決めておきましょう。なお、大阪府青少年健全育成条例では、自由な外出は午後8時までです。それ以降の外出は保護者の同伴が必要になります。

- ④ スマートフォン・携帯電話やインターネットの利用等は、保護者の管理のもと、適切に活用しましょう。

### 5 学校への連絡や届けについて

- ① 欠席、遅刻、早退、忌引、見学等は、必ず保護者から担任の先生に届け出てください。
- ② 遅刻して登校してきた場合、必ず職員室へ寄り、学年教師から遅刻カードを受け取ってから教室へ行くようにしてください。
- ③ 住所等の変更が生じるときは、事前に担任の先生に連絡してください。
- ④ 鉄道学割等、証明書の必要な者は、1週間前に申し出てください。当日発行はできません。
- ⑤ 忌引日数は、下記のとおりとします。  
父母…7日以内      祖父母・兄弟姉妹…3日以内      伯叔父母…1日以内
- ⑥ アルバイトは、法令等で制限されています。

### III 服装・容儀・所持品について

本校生徒は校内および登下校時には、常に制服を正しく着用しましょう。

#### ① 頭髪

- ・いつも清潔にし、相手に不快感を与えないよう努めましょう。
- ・男女とも、パーマ、脱色、染髪、エクステ等は禁止です。おしゃれ目的での編み込み、ツーブロックは避けること。
- ・女子で頭髪をまとめる場合は、派手でないゴム紐を使って処理しましょう。

#### ② 制服

- ・冬服上着（11月～4月）  
名札 指定のものを胸ポケットに取り付ける  
黒色の詰襟<sup>つめえり</sup>学生服〔ボタンは三島中の校章入り〕  
藍色のセーラー服〔白銀色ライン3本、藍色ネクタイ、やや明るい藍色カバー〕
  - ・夏服上着（6月～9月）  
指定の半袖・長袖ポロシャツ
  - ・ズボン 黒色 標準幅の学生ズボン
  - ・スカート 藍色 車ひだ24本 スカートの丈は膝<sup>たけ</sup>中心部あたりとする<sup>ひざ</sup>
  - ・スラックス 藍色
- \*夏服と冬服の移行期間は、5月と10月です。

#### ③ 靴および靴下

- ・通学の際は、ひも付き運動靴とします。色の指定はありません。
- ・ソックス、ストッキングは派手でないものを着用する。
- ・男女共に靴下の色は特に指定はしないが不必要なものがついているものは避けること（1999.5.30 生徒会）

#### ④ 冬の防寒着

- ・着用の時期 11月～3月
- ・種類 家にあるもので、防寒を目的とされるもの。（マフラー、手袋も可）

- ・色 派手でないもの。光り物、目立つ刺繍、余計な飾り物がついた物や、華美なものとは避けること。
- ・登下校時のみ着用可能で、教室内では脱ぐこと。

#### ⑤ 体操服

指定のものを着用します。

- ・体操シャツ 白半袖（夏用） 紺色長袖（冬用） 左胸ネーム入り
- ・体操ズボン 紺色ハーフパンツ（夏用） 紺色ジャージ（冬用）

#### ⑥ 通学カバン

- ・特に指定はしないが学校に必要なものが入るかばん。リュック、ショルダーバッグ。ただし、高価なもの、ファッションを目的としたもの（派手な物）、飾りが多くついているものは避けること。

#### ⑦ 学校指定品の取り扱い（価格は税込み 令和元年度）

- ・冬服用名札 290円（入学時の1枚は入学後の学校徴収金で徴収します）  
紛失した時は担任に現金を添えて申し込みます。（納品：2週間程度）
- ・上履き 1,100円（学年カラーは緑色）
- ・冬服(上下) 学生服 26,990~43,390円（校章入りボタン含む）  
セーラー服 22,770~28,520円（襟カバー・ネクタイ含む）
- ・ポロシャツ（三島中マーク・個人ネーム<sup>ししゅう</sup>刺繍入り）  
長袖 L以下：2,540~2,660円  
半袖 L以下：2,410~2,540円
- ・体育館シューズ 2,390円（シューズ袋付）
- ・体操服(個人ネーム刺繍入り)  
冬用 ジャージ上 4,610~5,140円 ジャージ下 3,460~3,990円  
夏用 半袖体操服 2,100円  
ハーフパンツ 2,100円
- ・その他  
学生服ボタン 60円 裏ボタン 10円 セーラー服襟カバー 1,120円  
セーラー服ネクタイ 450円  
ネーム刺繍入れ換え加工賃 340円（ネーム刺繍<sup>め</sup>を抜いて業者へ依頼してください）

#### 取扱業者

##### 富士サービス

永代町5-116 ソシオ茨木Ⅰ（阪急駅前茨木ビル）

営業時間：10時～18時30分 定休日：月曜日 電話：072-622-3317

##### 清田商店

元町7-7 茨木阪急本通商店街

営業時間：9時30分～18時30分 定休日：日曜日 電話：072-622-2109

\* 創立50周年をむかえるにあたり、令和3年度入学（現在5年生）からプレザースタイルに変更いたします。

⑧ 生徒証明カードについて

・生徒証明書欄には必要事項を記入してください。

No.のところには、期生、組、出席番号を5桁で記入してください。

例) 51期生1組40番なら51140となります。

・「諸届・許可欄」は、保護者の記入と押印で使用するください。

・紛失すると悪用される可能性があるので注意してください。再発行は担任に申し出てください。

IV 生徒会活動

(1) 本部役員会

毎週1回本部役員会を開き各分野の活動計画と調整を図ります。

(2) 議会

本部役員並びに学級委員より構成されます。

(3) 委員会

学級：学級のまとめ役として、学級のさまざまな問題の解決にあたります。

学年のまとめ役として、学年集会や行事を企画・実行します。生徒議会の代議員として、学校のさまざまな問題の解決にあたります。

生活：集団生活や学校生活に必要なルールを考え、全員に広めます。学年行事の中でのルールを考えます。あいさつ運動をします。

文化：文化的行事を企画し、学級・学年・学校をリードし実行します。募金活動の推進役もします。

体育：スポーツ大会等を企画・実行します。体育の授業でリーダーとして頑張ります。

厚生：健康についての呼びかけをして学級の仲間の健康管理にあたります。

学級・学校の美化をすすめます。点検活動などを通して清掃活動を充実させます。

図書：図書室の利用をさかんにするなどの運営にあたります。図書の整理・貸し出し活動をします。朝読書の充実を進めます。

選挙管理：生徒会本部役員の選挙を公正・公平にすすめます。

令和元年度 本部役員

前期 小坂 華楓 二宮 来夢 石崎 晃成 高橋 真彩 福田 有那 安藤 晴太

後期 安藤 晴太 澤本 涼太 杉本 開理 上下 瑠花 山口 琴音 永井 蒼一

# IX 資料

## 生徒会会則

### 第1章 名称

第1条 本会は茨木市立三島中学校生徒会と称す。

### 第2章 目的

第2条 本会は生徒が自主的活動を通じて、明るく規則正しい学校生活をおくり、あらゆる問題を正しく判断し、解決、処理できる能力を身につけ、平和で民主的な未来の担い手となることを目的とする。

### 第3章 会員

第3条 本会は本校の全生徒とする。

### 第4章 組織

第4条 本会はその目的を遂行するために次の組織をもつ。

#### 1. 本部役員会

本部役員会は第7条第1項の生徒会役員で構成する。

#### 2. 委員会

本会は学級各種委員（必要に応じて役員を含む）をもって、各種の委員会を組織することができる。

#### 3. 議会

議会については第5章に明記する。

### 第5章 議会

第5条 議会は公開を原則とし、本部役員並びに学級委員より構成される。

第6条 議会は本部役員の要請により開かれる。

1. 議会の正副議長は学級委員により互選によって選出する。任期は6ヶ月（年2期制）とする。

2. 議会は学級員の3分の2以上の出席によって成立する。

3. 議決は出席学級委員の過半数の賛成による。

### 第6章 役員及び委員

第7条 本会は次の役員及び委員を設ける。

1. 生徒会本部役員 6名

2. 学級役員

学級委員 男女各1名

生活委員 男女各1名

文化委員 男女各1名

体育委員 男女各1名

厚生委員 男女各1名

図書委員 男女各1名

選挙管理委員 男女各1名

第8条 生徒会本部役員および学級役員の任期は6ヶ月（年2期制）とする。ただし、選挙管理員の任期は12ヶ月（年1期制）とする。

第9条 生徒会本部役員および学級役員は次の方法で選出される。

1. 生徒会本部役員は本校全生徒の無記名投票による。

2. 学級役員は各学級において互選される。

3. 上記生徒会本部役員および学級役員はその職務を兼任できない。ただし、選挙

管理委員は学級役員を兼任できる。

#### 第7章 役員及び委員の任務

##### 第10条

1. 生徒会本部役員は、全校生徒を代表して生徒会活動を推進する。
2. 学級委員は原則として学級を代表して議決に参加する。
3. 学級役員は学級の仕事を分担し、必要に応じて生徒会運営に参加する。

#### 第8章 全校生徒集会

第11条 本部役員は校長の許可を得て全校生徒集会を開くことができる。

#### 第9章 連絡会

第12条 生徒本部役員は必要に応じ、学級各種委員会代表を招集して連絡会を開くことができる。

#### 第9章 会則の改正

第13条 本会則の改正は生徒議会の3分の2以上の賛成により校長の承認を得て2日後から効力を発する。

# 平成31年度 茨木市立三島中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第二条第一項）

(学校教育目標)

自律・友愛・創造　～夢を育み、笑顔に会える、愛いっぱい为学校～

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや茨木警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を<sup>はか</sup>図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ<sup>じんそく</sup>迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための基本となる事項

### (1) 組織「いじめ対策・生徒指導推進委員会」の設置

＜構成員＞ チーフ 生徒指導主事

学校長、教頭、こども支援コーディネーター、教務（児童生徒支援加配）、養護教諭、各学年いじめ不登校担当教諭、生徒サポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

＜活動＞

- ・ いじめ防止に関すること（成長を促す指導）、情報モラル教育等）
- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ事案への対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす<sup>およ</sup>影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
- ・ 遅刻・欠席が目立つ生徒の交流

＜開催＞

- ・ 週1回（月曜2限）を定例会とする。
- ・ いじめ事案発生時は緊急に対策会議を開催し、その際のチーフは学校長とする。

### (2) いじめの防止のための取組み

#### ① 学校におけるいじめの防止

生徒の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を<sup>つちか</sup>培い、心の通う対人交流の能力<sup>そじ</sup>素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア <sup>きずな</sup>絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進（人権教育委員会との連携）

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己<sup>こうてい</sup>肯定感を<sup>はぐく</sup>育む（学力保障委員会との連携）

ウ 障がいのある生徒、外国につながる生徒、性的マイノリティの生徒、震災等で避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒をはじめすべての生徒にとって安心・安全な学校作りの推進

エ <sup>きはん</sup>規範意識の<sup>じょうせい</sup>醸成（道徳教育の推進）

オ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実

カ いじめ撲滅<sup>ぼくめつ</sup>テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

キ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒への情報モラル教育
- ・ 犯罪被害防止教室の実施
- ・ 生徒指導通信で保護者への<sup>けいはつ</sup>啓発

## ②いじめの早期発見のための措置

### ア いじめ調査等

- ・生徒対象 生活アンケート 年3回（6月、11月、2月）
- ・教育相談週間の設定（アンケート結果により年2回、全員実施1回）

### イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備【窓口：ホッとルーム 担当：いじめ不登校担当教員】  
月・水・金曜日の昼休みに子どもサポーターにより、ホッとルーム開放
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

## ③いじめ防止等に関する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ すみやかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び茨木警察署等と連携して対処する。

## ④重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## ⑤いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

## ⑥学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

| 平成31年度 いじめの防止等に関する年間計画 |               |                            |      |                          |
|------------------------|---------------|----------------------------|------|--------------------------|
|                        | 学校            | 生徒                         | 保護者  | 地域・その他                   |
| 4月                     | 校内研修          |                            | 家庭訪問 |                          |
| 5月                     | あすなろ入級学活      |                            |      |                          |
| 6月                     |               | 体育大会・校外学習・修学旅行<br>生活アンケート① |      | 土曜参観                     |
| 7月                     |               | 三者懇談                       |      |                          |
| 8月                     | 校内研修          |                            |      |                          |
| 9月                     | いじめ防止対策委員会・定例 | 文化祭 教育相談                   |      | 防災訓練                     |
| 10月                    |               | 2年職場体験学習<br>二者懇談           |      | 夢ふれあいフェスタ<br>学校協議会       |
| 11月                    |               | 学校教育自己診断<br>生活アンケート②       |      | 教育相談担当者会                 |
| 12月                    | 校内研修          | 三者懇談                       |      | 安威川クリーン作戦<br>あすなろ餅つき大会   |
| 1月                     |               |                            |      | いじめ不登校シンポジウム<br>教育相談担当者会 |
| 2月                     | クラスミーティング     | 生活アンケート③                   |      |                          |
| 3月                     | 検証・総括<br>そうかつ |                            |      | 学校協議会                    |

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

## 1. 部活動の目的

部活動は、中学校の三年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

＜基本的な約束ごと＞

- ① 学校での生活や学習を第一に考え、大切にする。
- ② 顧問の指示に従うとともに、自らその活動の研究をする。
- ③ 部員全員で協力して活動を盛り上げていく。
- ④ 部活動を通して希望に満ちた中学校生活を送る。

## 2. 部活動の運営

- ・ 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・ 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 活動時間及び休養日の設定

（生徒の健全な成長の確保）

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。）
- ・ 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。

（教員の多忙化解消・負担軽減）

- ・ 全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

## 4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。  
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことがないように考慮して指導に当たる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 5. 本年度の部活動について

### ○本年度設置する部活動

|     |                                          |
|-----|------------------------------------------|
| 運動部 | 野球部、サッカー部、陸上部、硬式テニス部、バレーボール部、卓球部、バドミントン部 |
| 文化部 | 吹奏楽部、美術部、合唱部、科学部、ビリーブ(併部可)               |

### ○部活動の規則

#### ①平日の部活動生徒門限時刻

| 期間(月)         | 門限時刻  |
|---------------|-------|
| 3・4・5・6・7・8・9 | 18:00 |
| 10・2          | 17:45 |
| 11・12・1       | 17:15 |

- ・朝の練習は7時15分以降から8時15分までとする。(7時以前の登校禁止)  
顧問が付き添うことを原則とする。
- ・公式戦前10日間は顧問の申し出により門限を30分間延長することができる。

#### ②更衣場所について

- ・部室や更衣場所の整理整頓を心掛ける。部室には原則として私物は置かない。
- ・活動終了後の施錠を忘れずに行う。

#### ③服装などについて

- ・練習時は基本的に学校指定の体操服や制服で行う。
- ・各部活動で購入したTシャツやトレーナー等は部活動以外での着用は禁止。
- ・廊下や階段でのトレーニング時は下履きや体育館シューズの使用は禁止。

#### ④その他

- ・仮入部期間および本入部申し込み期間は毎年別途通知する。
- ・本入部に際しては保護者の許可(押印)を必要とする。
- ・自転車の使用については顧問の指示に従い、安全には十分気をつける。
- ・午前中授業時の昼食は外出しない。(朝から準備しておく。)
- ・土などで廊下が汚れた場合は使用した部活動で掃除を行う。

## 6. その他

この活動方針は毎年度見直しを行う。

# 茨木市立三島中学校 PTA 規約

昭和47年1月28日制定  
昭和60年3月9日、昭和63年3月21日  
平成2年3月10日、平成7年5月20日  
平成10年3月7日、平成13年3月3日  
平成14年4月1日、平成19年5月29日  
平成22年3月6日、平成30年3月3日改定

## 第一章 名 称

第1条 本会は茨木市立三島中学校 PTA と称し、事務所を三島中学校内におく。

## 第二章 目的及び方針

第2条 本会は父母と教員が協力して、学校と家庭と社会に於ける生徒の福祉と心身の健全な発達を図るとともに会員の研修をつみながら三島中学校教育の充実推進を図ることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するための民主的団体であって、営利的・宗教的・政治的色彩をもつものではなく、また他の如何なる団体の干渉も受けない。

第4条 本会はこの会の目的を果たすため、茨木市内（必要に応じて府下・全国）各校下の同団体または目的を同じくする団体と協力することができる。

第5条 本会は学校の教育活動を助けるために意見を具申し、また協力するが、学校の管理運営や教員の人事に干渉するものではない。

第6条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第三章 会 員

第7条 本会の会員は、学校に在籍する生徒の父母またはそれに代わる人（以下保護者という）、学校に勤務する校長及び教員（以下教員という）である。

## 第四章 会 計

第8条 本会の経費は、会費・事業収入、及び自発的な寄付金をもって支弁する。

第9条 会費は一口月額150円とし、毎年7月に一括納入する。

第10条 本会の資産は第二章の目的達成以外には、支出または使用してはならない。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第五章 役員の選挙及び任務

第12条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 一名
  2. 副会長 二名以上
  3. 書記 二名以上
  4. 会計 二名以上
- 役員の任期は1年とする。

第13条 役員の選挙及び就任は次のとおりとする。

1. 以下の委員からなる役員候補者指名委員会（以下指名委員会という）を

つくる。

イ 各学年の保護者より、それぞれ1名ずつ互選する。

ロ 三島・西河原・庄栄各小学校区の保護者より、それぞれ1名ずつ互選する。

ハ 教員の中から互選により、2名選出する。

ニ 各種委員会の中から互選により、1名を選出する。

2. 指名委員会は互選により、委員長を決定する。

3. 指名委員会は役員候補者を選定し、選挙の7日前に全会員に通告する。

4. 役員候補の追加指名は、一般会員からも指名することができる。その場合、選挙によって選出する。

5. 役員候補者の指名は、どの場合でも、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。

6. 役員は年度末総会において多数決で選ばれ、4月1日に就任する。

7. 新役員が就任すると、指名委員会は解散する。

第14条 役員の兼任は認めないが、再選はさまたげない。

第15条 公職選挙法により選挙された公職者及び役員候補者指名委員は役員にならない。

第16条 会計監査委員2名の選定は、役員の選定と同様に行う。

第17条 役員の任務は次のとおりである。

(ア) 会長は本会を代表し、会務を総括する。役員及び校長との合議のうえ、指名委員会及び会計監査委員を除くすべての委員会の委員長を任命し、委員を委託するとともにすべての委員会を招集することができる。

(イ) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。

(ウ) 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、各種の会合について通告する。

(エ) 会計は本年の年度予算をつくると共に、すべての金銭の収入支出の記録と領収書を保管する。総会のつど会計監査委員の監査を経た収支を報告し、年度末総会において決算報告をする。

## 第六章 総 会

第18条 総会は次のとおり開く。

1. 年度始め総会 新会員に関する報告、各種委員会の委員長の任命並びに委員の委嘱、年度計画及び年度予算、その他の緊急事項に関する審議並びに承認。

2. 年度末総会 各種委員会の活動報告、及び会計監査を経た年度決算報告の承認、翌年度役員及び会計監査委員の選挙並びに承認。

3. 臨時総会 運営委員が必要と認めた場合または全会員の五分の一以上の要求があった場合には、会長は総会を招集する。

第19条 総会の定足数は会員の五分の一（委任状を含む）とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。総会に出席できない場合は委任状をもってこれ

にかえることができる。

## 第七章 運営委員会

第20条 運営委員会は本会の役員、各種委員会の委員長・副委員長（会計監査委員は除く）、校長・教頭によって構成される。

第21条 運営委員会の任務は次のとおりである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画は審議検討する。なお必要に応じて各種委員会の内規や細則等を審議決定する。
2. 総会に提出する報告書、議案、予算、決算等を作成する。
3. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
4. その他会員から委任された事務を処理する。
5. 役員に事故の生じた場合は運営委員会にはかりこれを検討する。

第22条 運営委員会は必要に応じて開き、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

## 第八章 各種委員会

第23条 本会に次の委員会を設ける。

1. 学級委員会は、各学級の保護者から2名ずつ互選された委員と教員によって構成され、委員の互選によって学年毎に副委員長を選出し、会長に報告する。委員は家庭と教員との間や他学級との連絡協調に任ずるほか、学習環境の整備に努める。
2. 地区委員会は、各地区の保護者から割り当て数ずつ互選された委員と教員によって構成され、委員の互選によって委員長を選出する。（校区毎に持ち回り）各地区毎に副委員長1名を選出し、会長に報告する。委員は地区と本会との間や他地区との連絡協調に任ずるほか、生徒の生活補導の強化をはかり、健全な生活を奨励しよい環境作りに努める。
3. 専門委員会は、次の委員会にわかれ、副委員長・委員若干名（保護者及び教員）を選定し、会長に報告する。各委員長はそれぞれ目的に応じて計画をたて、それを実施する。

イ 保健厚生委員会 生徒及び会員の健康の増進並びに会員相互の親睦をはかる。

ロ 文化食育委員会 生徒及び会員の教養の向上をはかり、食育を推進する。

ハ 広報委員会 学校行事及び本会の諸活動に関する広報を担当する。

4. 人権教育委員会は、人権加配教員及び運営委員によって構成され、委員長を互選し、会長に報告する。委員は部落問題をはじめ、障害児問題、在日外国人問題、いじめの問題等、広く人権に関わる問題について会員に啓発活動を行い人権意識の向上に努める。

第24条 各種委員会のいかなる事業計画についても、運営委員会にはからなければ

ならない。

第25条 会計監査委員はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第九章 改 正

第26条 規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成同意で改正することができる。ただし、改正案の提出については、総会の7日以前に全会員に通告しておかなければならない。

第27条 本規約は総会において認められた日から施行する。

### \* 学校行事への協力及び参加（令和元年度実績）

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 4月8日（月）入学式        | 19日（金）参観・懇談会       |
| 5月11日（土）委員総会      |                    |
| 6月6日（木）体育大会       | 15日（土）土曜参観・PTA総会   |
| 7月20日（土）西河原ふるさと祭り | 28日（土）庄栄ふるさと祭り     |
| 9月14日（土）三島ふるさと祭り  | 27日（金）文化祭・ランチ給食試食会 |
| 10月24日（木）参観・懇談会   | 27日（日）夢ふれあいフェスタ    |
| 12月7日（土）安威川クリーン作戦 |                    |
| 3月7日（土）PTA総会      |                    |

---

### PTA「携帯電話メール配信サービス はなまる連絡帳」登録のご案内

PTAでは、株式会社サテライトの携帯電話によるメール配信サービス「はなまる連絡帳」を導入しています。

配信内容：①PTA会員宛の案内文書の配布のお知らせ

②生徒の安全にかかわる緊急連絡

③学校からの連絡（学級閉鎖、学校行事などのお知らせ）

登録方法：①2つの設定変更をする（詳しくは、購入された店舗にご相談を）

・『s v 1.renrak.mobi』ドメインからのメール受信の許可設定

・URL付きメールの受信の許可設定

②『http://0726262145.renrak.mobi』（半角）へアクセス

③画面の指示に従い、空メールを送信する。

④仮登録が完了し、登録確認の本登録用のメールが届く。

⑤「メールアドレス登録のご案内」を確認し、生徒の名前で行う。

⑥登録完了のお知らせメールを受け取る。

\* 詳しくは4月に配布する案内プリントをご覧ください。

スマホやPCが急激に普及し、子どもがスマホやPCを所有したり、操作する場面も増えました。子どもとの連絡手段やもしものときの現在地把握のために親が子どもにスマホを持たせるケース。PCに関しては将来のためにと、進学やお年玉がたまった時を機に、オーダーメイドのPCを買ってしまうケース。これらがネット依存のきっかけになってしまったケースもあります。スマートフォンは携帯電話の延長ではなく、超小型のインターネットPCを子どもに持たせることと同義です。PCに関してはオーダーしたPCが、ゲームPCと呼ばれるオンラインゲームに最適なマシンであることもあります。現在スマホやPCと子どもの接点をゼロにするのは困難でしょう。ではどのようにこれらと付き合っていけばよいのでしょうか。以下に、いくつかのポイントを挙げました。

#### 1. 占有させない

スマホ、PC、タブレットに関しては子ども専用の端末を用意するのではなく、親が名義で購入したものを一定のルールや条件等を付けた上で子どもに“貸し出す”という方が賢明でしょう。アプリやソフトのダウンロードも管理権は子どもではなく、親の許可を得て、例外的にダウンロードするほうが良いでしょう。PCやルーター等のパスワードも子どもに知られないように管理する必要があります。

#### 2. 買う前に決める

ルール作りや取り決めは、スマホやPCを買って使用してからでは間に合いません。というのも一度好き放題専用のPCやスマホでゲームなどに熱中してから、その面白さや自由を制限するのは難しいでしょう。

#### 3. 使用場所・時間を決める

一人でPCやスマホを気兼ねなく使いたいというのが子どもの要望です。しかし、そうした自由なネット環境から、ゲームや動画サイトに長時間使用に繋がりがやういとされています。子ども部屋がある場合、PCもスマホもタブレットも、自室での使用は避けたほうが良いでしょう。使用場所はリビングや家族と一緒にの目の届く空間で。ネットにつなぐ際は、最初は親と一緒に。慣れてきても自室での使用は避けましょう。使用時間に関してもお父さんを中心によく家族で話し合ってください。例えばPCやスマホは1日2時間、夜9時まで、その後はリビングや親の寝室で預かるなど子どもがひっそりと機器を使わないように気を付けましょう。充電コード等も預かり充電する場所もリビング等が望ましいでしょう。

#### 4. お金に関して

ゲームの課金チケットや電子マネー欲しさに、無断でお金を拝借する子どもも少なくありません。スマホやケータイの場合お金についても決めておく必要があります。1か月の使用料金上限を上回った場合、小遣い捻出する等決めておきましょう。また親に無断でオンラインショッピングや決済をしないこと。有料のゲームやアプリをどうしてもダウンロードする際は小遣いの範囲内で。無料のオンラインゲームやフリーミアムのスマホゲームなどは、課金させる魅力が多く、お金をかけず楽しむには時間が必要になるので要注意。

## 5. 書面に残す

ルールは口頭ではなく、必ず書面に残すようにしましょう。書面化したルールは同意を示すサインを設けたり、リビングの冷蔵庫に貼る等目につきやすいところに保管しましょう。違反があった場合のペナルティ内容や、定期的なルールの見直し等の記載も忘れずに。

## 6. 違反があった時の対応

違反時は復旧可能なペナルティを設けましょう。例えば9時までの使用時間を守れなかったら翌日は使用禁止など。一度の違反で全てを取り上げたり、機器を一切使用禁止にするのは現実的ではありません。

## 7. 親が模範となる

使用時間を決めルールを作っても、親が夜中までPCやスマホをいじっているのは子どもにルールを守らせるのは不可能です。親もルールを守りましょう。そして食事の時間、外出の時間はスマホやPC、TV・PCを使わず家族とコミュニケーションをとりましょう。

## 8. 相談できる環境を

日頃から夫婦や子供と話し合っふうふて、お互いに相談しやすい環境を作りましょう。子どもがネット詐欺やネット上のトラブルで困ったときも、日頃の信頼関係があれば親へも相談しやすくなります。

## 9. 長期休みに注意

子どもの夏休み・冬休みなどの長期休暇中はネットやゲームに向かう時間も多くなりやすく休みをきっかけにネット依存が深刻になるケースも少なくありません。長期休みの過ごし方や、休み中のルールも良く話し合っきゅうかて、決めておく必要があります。キャンプ等の体験学習に参加するのも良いでしょう。

## 10. 現実世界、家族を大事にする

食事の時間の使用禁止は勿論、現実の家族・友人と過ごす時間を大切にしましょう。キャンプなどの体験学習はネット依存の回復だけでなく、予防にも有効とされています。目で見ても手で触れて五感を通して現実世界を感じましょう。スキーや乗馬等のスポーツ、釣つりなどもオススメです。

## 11. 良く知ろう

スマホやPCなど次々と新しい機器やシステムが登場し、これらに関しては親よりも子どもの方がよく知り、学び、使っていきます。親が良くわからないものを買ってあげるのではなく、どのようなものを、どんな目的で買うのか。そのメリット、デメリット、潜ひそむリスクなどを知りましょう。

2012年・年末に米国のニュース番組が紹介、日本でも新聞掲載をきっかけに情報番組で取り上げられ話題を呼びました。日米の環境の違いを加味し、尾花氏がアレンジした意訳文です。安全に使えるように、成長と必要に応じて、対話をしながら、ご活用いただければ幸いです。

1. このスマートフォンは、ママからのプレゼントです。でも、スマホを使えば利用料金がかかります。そこで優しいママは（笑）あなたの代わりに毎月支払ってあげることにしました。ただし、これから話す約束も守って使うことが条件ね！

◎18歳未満は、保護者の責任の下で使えることを親子共に忘れない！

2. このスマートフォンには設定の変更や何かを購入するときに使うパスワードが設定してあります。パスワードが必要になったときは必ず相談すること。もしも、パスワードを知ったとしても勝手に使ったり黙って変更したりはしないようにね！

◎設定や決済に使うパスワードは、最初に設定して渡すのがオススメ！

3. これはスマホだけれど、あなたとの連絡用の「携帯電話」としてプレゼントしました。だから“ママ”や“パパ”からの電話は無視しないで必ず出ること！もちろん「電話」なのだから知っている人からかかってきたら、きちんと対応しなきゃだめですよ。

◎ケータイ世代の新入社員は、電話対応が苦手！？ 安全のために持たせるなら、充電切れにならないように電池を大切に！

4. 翌日学校がある日は夜\_\_\_\_\_：（原文は7時半）に、週末は夜\_\_\_\_\_：（原文は9時）に、リビングの充電器に戻すこと。固定電話で「夜分遅くに申し訳ありません」と言わなければならないような時間帯に急用ではない電話やメールはやめましょう。相手の状況や時間を配慮して使える感覚を養えば将来必ず役に立つからね！

◎相手の状況を想像できる思いやりのあるコミュニケーションを！

5. スマホを学校に持って行ってはダメ。友だちと一緒にいるときは、メールでなく会話をしなくちゃ。人といろんな会話をすることで身に付くことがいっぱいあるのだから。

◎リアルなコミュニケーションが苦手な子にしたいくない！！

6. もし、トイレや床に落として壊してしまったら、それはあなたの責任です。修理や取替えの費用を払うのはあなたです。誕生日や入学・卒業のお祝い、お年玉、お小遣いやお手伝いのお駄賃などを貯めて払うことになるでしょう。だから、使うときは常に注意を怠らないこと。気をつけていても起きることがあるのだから。

◎修理補償や盗難・紛失時買い替えサポートなどのサービスがあります！

7. 人をだましたり、馬鹿にしたりするためにこのスマホを使わないこと。誰かを傷つけるような会話に加わるのもダメ。友達と仲良くすることは大切だけれどトラブルの渦に巻き込まれるような言動は絶対にしないように！

8. 相手に面と向かって言えないようなことは、メールでもつぶやきでもチャットでも言わないこと。

9. 相手の親がいる時に言えないようなことは、メールでもつぶやきでもチャットでも言わないこと。

◎「悪口」「仲間はずれ」「いじめ」「犯罪予告」は、ネットでもダメ

10. アダルト系や出会い系だけでなく、危険な仕掛け<sup>しかけ</sup>があるサイトへのアクセスもブロックしてくれるのがフィルタリング。だから「コッソリ見よう」とか「何とか外そう」なんて考えないこと。検索<sup>けんさく</sup>するなら堂々と見られる情報にしましょう。もしも、必要なサイトが見られなくて困ることがあればいつでも相談してね。

◎18歳未満の使用機にはフィルタリング設定が義務付けられています！

11. 公共の場では“電源オフ”“マナーモード”等、指示に従うこと。乗り物の中だけでなくレストランや映画館も、それから、誰かと会話しているときにも気を使いましょう。スマホを持ったせいで「平気で失礼なことをする子」にはならないでね。
12. あなたの、あるいは友だちの裸<sup>はだか</sup>（一部も含む）の写真<sup>とっ</sup>を撮ったりそれを送ったり受け取ったりしないこと<法律違反>。思春期には性的なことにも興味が出てくるでしょう。でも、万が一にでもそれがネットに流れたらこれからのあなたの人生が台無しになってしまうこともあるのです。ネットの世界はとんでもなく広大で、その力はあなたが想像するよりはるかにパワフル。一瞬<sup>いっしゅん</sup>でも流れてしまった写真や風評を完全に消し去るのは不可能だということを、くれぐれも忘れないで！

◎不適切な投稿や性的な写真等で将来や夢を台無しにしないために

13. 「とにかく、記録しておこう！」と何でもかんでも写真や動画に撮ろうとしないこと。記録よりも記憶のほうが心に長く残ります。自分自身が体験することを大切にしようね。

◎写真ファイルに記録される位置情報！悪用されないよう考えながら使おう

14. スマホは生きているパートナーでもないし、あなたの体の一部でもありません。だから、時にはスマホを置いて出かけてみましょう。スマホがなくても安全に生活ができるようにならなきゃね。それと、スマホで得られる膨大な情報<sup>ぼうだい</sup>や流行<sup>ふ</sup>に振り回されないように。スマホがないと取り残されると不安に思うようではダメ。必要なことは、スマホ以外からも十分に手に入るのだから！

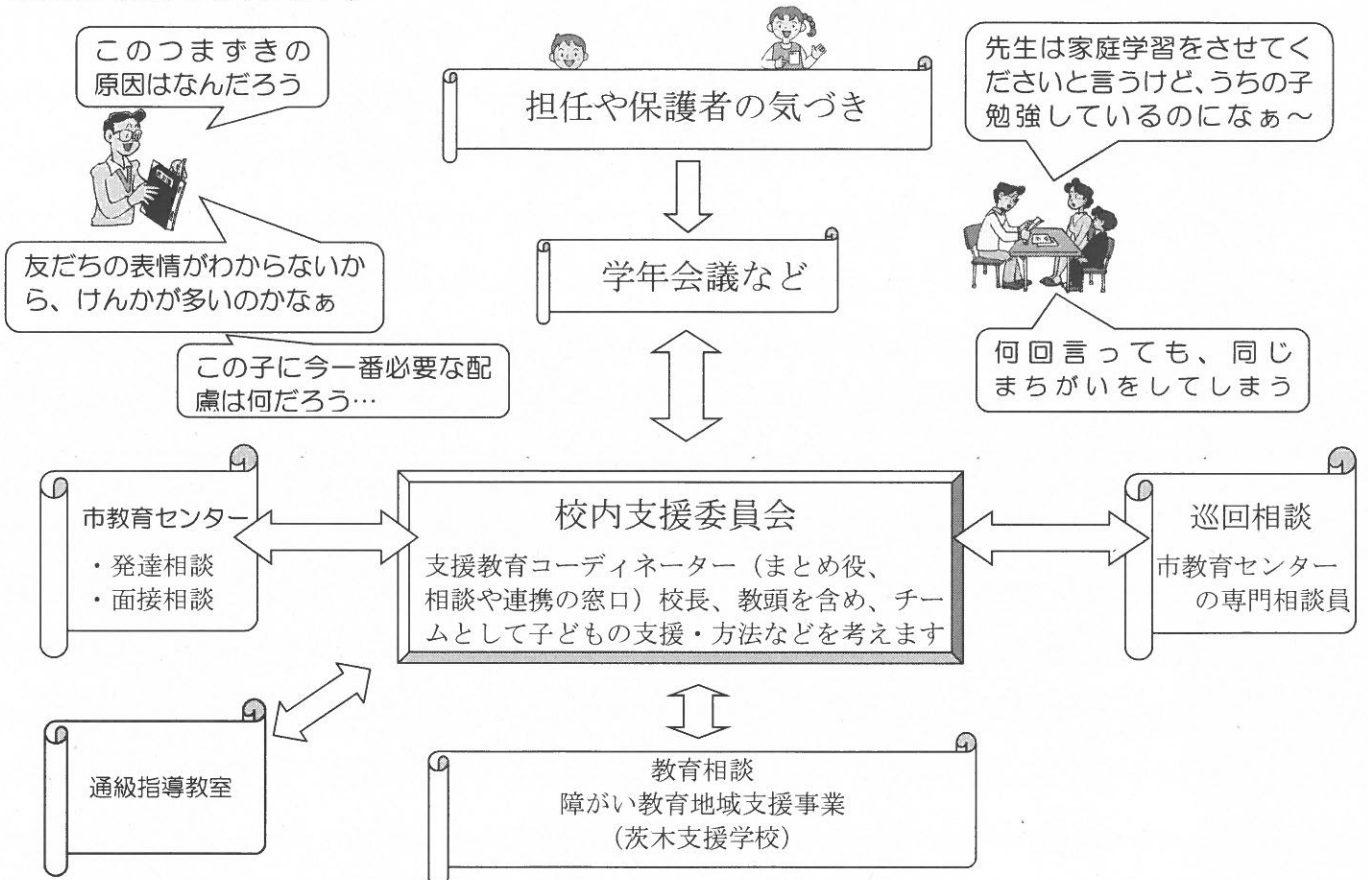
◎ストレスはネットトラブルの元凶<sup>げんきょう</sup>にも！一方的に怒らず、子どもと向き合っておこ

15. 同世代の仲間<sup>き</sup>が聴いている音楽だけではなく、あまり聴かない新たなジャンルの曲もいろいろ視聴<sup>しちよう</sup>してみましょう。クラシックもいいかもしれません。
16. ゲームばかりに夢中になってはダメ。でも、時々、ワードゲームやパズルなど、脳トレ系のゲームで頭の体操をするのはオススメよ。
17. スマホ（下）ばかりを見てないこと。顔を上げて、身近に起きていることを見たり聴いたり感じたりしましょう。窓の外<sup>なが</sup>を眺めたり、鳥のさえずりを聴いたり、生活の中で出会う人と会話をしてみたりすると新しい発見や気づきがありますよ。また、「気になることはすぐ検索」ではなく、まずは自分であれこれ考えてみる。これも、あなたの成長にとって大切なことです。
18. あなたがこの約束を破るような使い方をしたら、このスマホを一時預かります。そして、じっくりと話し合ひましょう。内容を見直したり、フィルタリングを調整したり、約束を守りながら使えるように工夫しなればいいのです。安全に賢く<sup>かしこ</sup>使えるスマホユーザーになるために、一緒に学び、考え、取り組みましょうね！

## 本校での支援教育について

三島中学校では、みなさんが意欲的に学習し、安心して学校生活を送ることができることを目指しています。みなさんの中で、友だちや先生とコミュニケーションがうまくとれなかったり、授業についていけなかったりして困っている人はいませんか。そのような生徒に対して、個々の必要に応じた支援を行う教育が支援教育です。

本校では、生徒の指導にあたる学級担任、教科担任だけでなく、支援教育コーディネーターを中心に学校の教職員全体がチームとして一人ひとりへの配慮すべきことを確認したり、支援方法などを考えています。また、市教育センターの専門相談員が学校を巡回し、よりよい支援に向けたアドバイスを教職員に対して行っています。学習活動、コミュニケーションの取り方などで、悩んでいることがあれば、担任の先生や学年の先生に相談してください。



**Q: 子どものつまずきなどに気づいたら、どうすればいいのでしょうか。**

A: まず、担任や学年の先生にご相談ください。校長、教頭、支援教育コーディネーター、各学年支援教育担当者に相談していただいても結構です。

**Q: どのような対応をしていただけるのでしょうか。**

A: 保護者の方と共に、生徒の力を伸ばすために必要に応じて「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成します。また、「個別の指導計画」を活用し、教職員が生徒一人ひとりの個性や伸ばしたい力、指導目標や指導方法などを共通理解します。また、場合によっては、関係機関と連携して取り組みます。

**Q: 支援学級在籍の子どもたちに対する支援はどうなるのでしょうか。**

A: 今までどおり、支援学級では担任が在籍児童・生徒を、通常の学級担任及び介助員と連携をとりながら指導・支援を行います。支援学級でも、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成します。

\*三島中学校では、「あすなる学級」のことです。

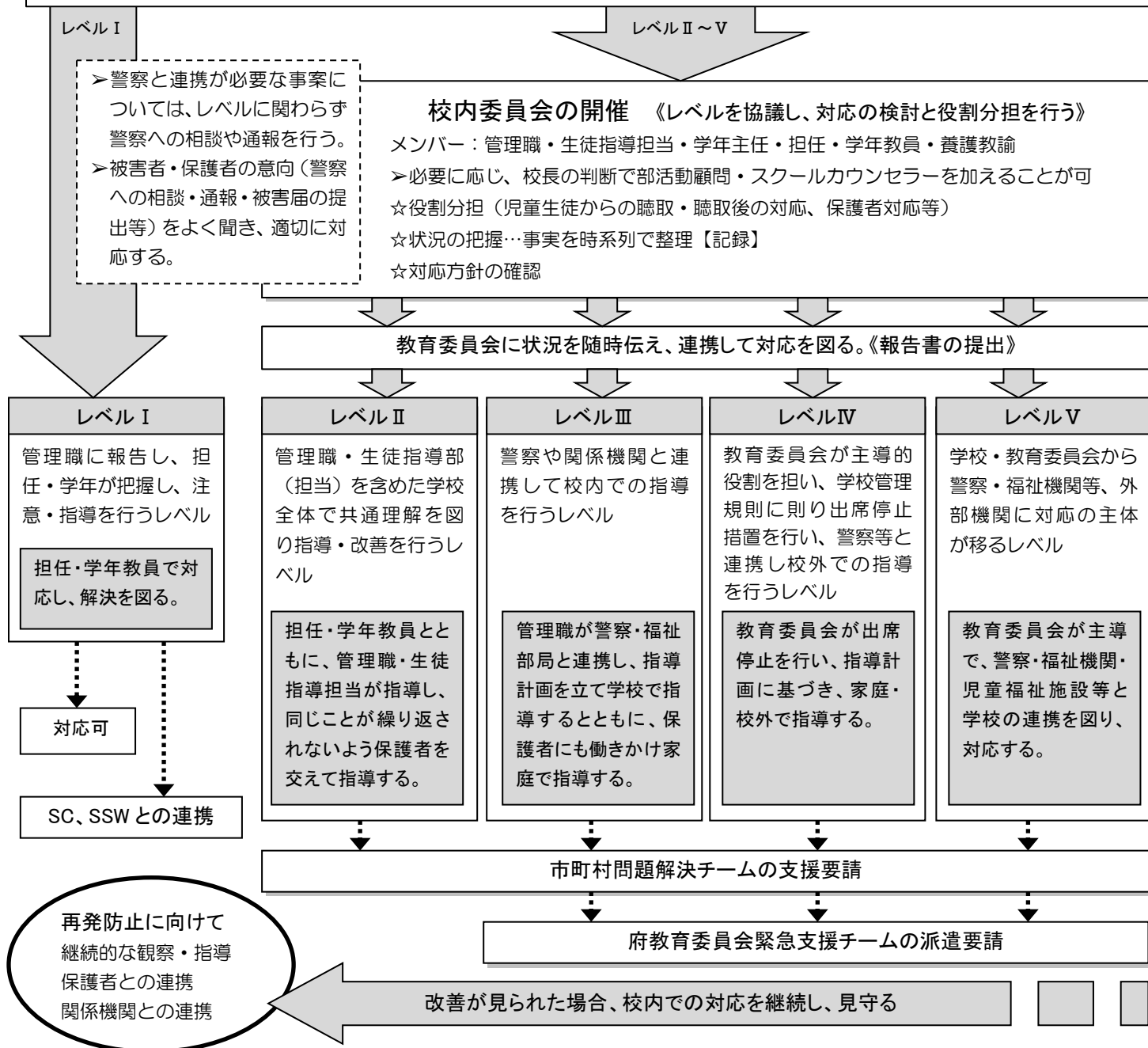
人権教育の視点を大切に、子ども一人ひとりの立場に立った支援教育を進めていきますのでご理解をお願いします。

## ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



## 留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。



製作・発行

令和2年（2020年）2月1日

〒567-0023

茨木市西河原三丁目1番3号

電話 072-626-2145

FAX 072-623-3611

URL <http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/cms/jh07/htdocs/>